

令和2年第6回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	商工政策課長	齋藤和幸
学校教育課長	菊地新吾		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

令和2年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号）

- 第2 報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号）
- 第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第4 報告第6号 継続費精算報告書の報告について
- 第5 議案第64号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第65号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第66号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第67号 市道路線の認定について
- 第9 議案第68号 令和元年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第69号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第70号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第71号 令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第72号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第73号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第74号 令和元年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第16 議案第75号 令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第17 議案第76号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第18 議案第77号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第19 議案第78号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第20 議案第79号 令和2年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第80号 令和2年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第81号 令和2年度にかほ市ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第82号 令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第83号 物品の取得について
- 第25 一般会計決算特別委員会の設置
- 第26 一般会計予算特別委員会の設置
- 第27 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第3号専決処分の報告について（専決第9号）から日程第4、報告第6号継続費精算報告書の報告についてまでの報告4件、日程第5、議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第24、議案第83号物品の取得についてまでの議案20件、計24件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第3号専決処分の報告について（専決第9号）から報告第6号継続費精算報告書の報告についてまでの報告4件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号から報告第6号までの質疑を終わります。

次に、議案第64号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。7番森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） おはようございます。

議案第65号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案綴り17ページになりますけども、改正後の附則第3項で定める、「職員が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したとき」とは、具体的にどのような作業に従事した場合か。また、同4項で定める、防疫等業務手当の額の違いによる、それぞれの想定している具体的な作業についてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） おはようございます。それでは、議案第65号についてお答えいたします。

初めに、改正後の附則第3項に関して、具体的にどのような作業に従事した場合かという御質問であります。

手当を支給する作業については、別途規則に定めることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の患者あるいは感染症の疑いのある方に接して、または接触して行う作業のほか、それらの作業に準ずると認められるものとなります。具体的には、そうした方の救護や移送、検体の採取の補助、積極的疫学調査、生活支援などのほか、感染者やクラスターが発生した場合の消毒などの作業を想定しております。

次に、防疫等業務手当の額の違いにおける、それぞれ想定する作業についてであります。

改正後の附則第4項において、感染症の患者もしくはその疑いがある方の身体に接触して、または長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、手当の額を1日当たり4,000円とすることとしております。具体的には、先ほど申し上げました感染症の患者や疑いのある方の救護や移送などはこれに該当するものであり、診療所や消防業務などにおいて特に想定されるものであります。一方、1日当たり3,000円の手当を支給するのは、それ以外の患者等に接触しない、あるいは長時間にわたって接しない作業となりますので、先ほど申し上げました感染者やクラスターが発生した場所の消毒などの作業はこれに該当するものと考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてから議案第75号令和元年度にかほ市水道事業会計決算認定についてまでの10件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第66号から議案第75号まで10件の質疑を終わります。

次に、議案第76号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。4番伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 歳入19款5項6目1節移住定住対策住宅貸付収入20万5,000円、歳出では7款1項3目18節空き家仲介手数料補助金20万、同じく歳出で7款1項3目18節若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金50万、歳入歳出とも増額補正されております。そしてまた、市政報告にてその理由というか、そういうことについては市長の方からお話がありました。それでも私たちは、移住定住の状況、希望者数が非常に増えているからという話はお聞きしましたがけれども、実績については前年度の今の決算におきまして、事務報告書の中の69ページに奨励金に当たる件数しか書いておらず、人数、そういうことについては実績としてははっきり載ってないので、それでその移住定住の状況について分かるところを説明していただきたく質問したところです。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、御質問の方にお答えいたします。

最初に、歳入の19款5項6目1節の移住定住対策住宅貸付金収入20万5,000円についてでございますが、第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略の首都圏からの移住の促進の中の具体的事業欄にも位置づけております、空き家の利活用など住居に対する支援の方策の一環として新たに具体化を図ろうとする移住定住対策住宅事業のうち、空き家所有者から市が空き家を借り上げて一定の整備を行った上で移住希望者に対して住宅として貸付を行う移住者支援住宅、いわゆる賃貸住宅になります、これが1棟分及びお試し移住体験住宅1棟分の今年度家賃収入等の見込額を計上しているところでございます。

移住希望者の中には、子育て世帯やペットを所有する世帯等、戸建ての賃貸住宅への入居希望者が少なからずあることから、これまでも移住者向け賃貸住宅やお試し体験住宅の整備を課題として、市が直接利活用が可能な空き家の情報収集を続けてまいったところでございます。今回、広報の7月1日号を通じて事業に見合う空き家を募集いたしましたところ、協力を申し出てくださいました空き家所有者がおりまして、2棟の空き家を借り入れるめどが立ったため具体化することになったものでございます。

移住者支援住宅、いわゆる賃貸住宅の方に関しましては、子育て移住世帯の本市定住を支援するための利用モデルを想定しておりまして、お試し移住体験住宅の方は、にかほ暮らしを実体験していただくことにより、にかほ市を移住の候補地として選択肢に挙げていただくためのPRツールとして活用してまいります。今後の施策の強化や方向性を検証するためにも、2棟ともモデル事業として活用してまいるところでございます。

なお、当該住宅2棟の借り上げ及び整備に要する費用など関連事業費につきましては、歳出の7款1項3目の地方創生費に補正予算として計上しているところでございます。

御質問にございました移住定住の状況についてでございますが、移住定住対策住宅事業に関しては新たな事業でございまして、本議会の議決後に所定の整備や手続を行った後、運営してまいります。

次に、歳出7款1項3目18節の空き家仲介手数料補助金、こちらは市が運営する空き家情報登録制度、通称空き家バンクでございますが、こちらに登録された空き家の売買等の取引の活性化を促進するために成約した際の財政的支援として実施しているものでございます。空き家バンクに登録された空き家の売買または賃貸の成約時に不動産事業者に支払う仲介手数料として、空き家の所有者と利用者の双方に5万円を上限として仲介手数料の2分の1を補助する制度でございます。本制度は、にかほ市空き家バンクの活用による移住希望者の住まいの確保としても成果を上げておりますが、移住者のみを対象としたものではなく、市民の空き家売買等であっても対象になるということで昨年度から行っております。今年度既に4件、2棟の交付実績があり、さらに現時点で今後少なくとも6件、3棟の申請が見込まれることから、交付実績と今後の見込みを加味した4件、2棟分、20万円を補正するものでございます。これにより今年度予算の合計は10件、5棟分となります。

なお、本事業は平成29年度から開始しておりまして、令和元年度までの実績累計は6件、3棟の交付実績となっております。

今年度の補正予算後の見込み分まで合わせますと、合計16件、8棟となる予定でございます。

なお、このうち移住者世帯への交付というのは、5件、5棟となっております。

次に、同じ節の若者夫婦・子育て世帯空き家購入奨励金50万円についての御質問でございますが、この制度は、空き家情報登録制度、通称空き家バンクに登録された空き家を購入した夫婦のいずれもが40歳未満の若者夫婦世帯または18歳以下の子どもがいる子育て世帯に、最大50万円の奨励金を交付する制度で、これは昨年度から実施されてる事業でございます。昨年度の実績はございませんでしたが、今年度は既に当初予算で見込んでおりました1件を交付済みであり、現時点で今後少なくとも1件の申請が見込まれることから当該予算を補正するものではありません。今回の2件は市民からの空き家取得への交付となっております。

この制度は移住者も活用できますが、移住者が住宅取得をした場合には、従前からの定住奨励金制度というのがありますので、そちらの方が交付額が有利なため、市民による事業活用が主となっております。

それから、移住定住関係の全般の状況でございますが、移住のカウントとして事務報告書には94世帯とありますが、令和元年度までの実績ですと227人の合計となっております。

続いて、歳出7款1項2目18節企業立地促進条例補助金125万円の詳細についてでございます。

本条例の奨励措置を受けるため——あ、ごめんなさい、まだ、すいません。失礼しました。移住の話でございました。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 失礼しました。続けてやるべきでしたので訂正させていただきます。

(2)歳出7款1項2目18節企業立地促進条例補助金125万円の詳細についてお知らせください。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 改めて申し上げます。

本条例の奨励措置を受けるためには、工場の新增設あるいは新たな設備の導入の際、1,000万円以上の投資額が必要となっております。奨励措置は全てで6項目ございまして、投下した固定資産の課税免除5年間、それから土地を除く固定資産取得額の5%から10%を助成する設備投資助成、そして企業誘致等、新たな事業所新設を対象に通信回線、電力使用量の使用料の30%を5年間助成する使用料助成、土地・建物を借り上げた際に当該固定資産に係る固定資産税額相当を助成する借り上げ料助成、機械設備をリースで導入した際にリース料の5%を5年間助成する機械設備リース料助成、そして今回の補正予算に計上しておりますのが雇用促進助成でございます。雇用促進助成は、本条例の奨励措置を受けるために必要な固定資産を取得し、操業開始となった期日を起点に前後6ヵ月の間に雇用した市内在住正規雇用従業員1人当たり25万円を当該企業に助成するものでございます。助成に当たっては、雇用されてから1年間の継続雇用を確認した上で実施しておりますので、今回補正で計上した分は平成30年度中に操業した企業が対象となります。事前に対象となる企業に対して雇用継続状況を確認した上で、市内製造業、今回は4社、対象雇用者数は5人ということで125万円となるものでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） (1)についてですけれども、先ほども申し上げましたけれども、移住者の状

況について決算書の方には76ページなんですけども、有効移住者数、有効登録者数、新規登録者数、継続登録者数、登録抹消者数というふうにして書いてありますけれども、これについて、これは縮めの数字だと思いますので、もし分かりましたらこの数字を今までの分なんですけれども。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 事務報告書の方が令和2年3月末現在ということで、現在把握している数字ということでよろしかったでしょうか。

それを申し上げますと、移住者数としては94世帯の事務報告書でございますが、現在は96世帯。それから、有効登録者数が事務報告書では101世帯ですが、これが114世帯。新規登録者数が事務報告書では29世帯となっておりますが、現在18世帯。継続登録者数が事務報告書94世帯に対して101世帯。登録抹消者数が22世帯に対して5世帯というのが最新情報でございます。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） この登録抹消者数っていうのが随分減っております。これは移住なさった方が抹消されたということでもよろしいでしょうか。それから、この抹消者数のもし分かりましたら内容をお聞かせください。

それと(2)ですけれども、この補助金と新型コロナウイルス感染症緊急対策事業への補助金申請と重複して受けられている会社はどのくらいあって、もし差し支えなければその内容とかについてお聞きします。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、事務報告書の登録抹消者数でございますが、実態といいますか。他市へ登録したり、他市へ移住されてる場合、それから私どもに移住したりしてる場合等ございまして、詳細に関してはただいま資料を持ち合わせてございません。どなたが何名他市に行ったかというちょっと詳細の数字というのは、現在持ち合わせていないところでございます。ただ、内容としましては、他市に移住された、登録はしてるんですが他市に移住された、あるいは本市に移住されて抹消になると。あと個人的にやめた方も若干いますけれども、そういった方々の数字でございます。

それから、奨励金の方、失礼しました、企業立地促進条例補助金を受けた中で応援給付金というふうにとっておりますが、申し訳ございませんが、その対象というのはまだ行っていない段階でございます。一応、応援給付金の方は12月までの申請ということでございまして、目下、集計はしていますが、そういった突合まではまだ現在はしていないところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第83号物品の取得についてまでの7件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第77号から議案第83号まで7件の質疑を終わります。

日程第25、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第68号の審査のため、議長を除く議員17人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第26、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第76号の審査のため、議長を除く議員17人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。8番渋谷正敏議員。

しばらく休憩します。

午前10時25分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝

総合政策課長 齋藤 稔 商工政策課長 齋藤 和幸
学校教育課長 菊地 新吾

.....
午前10時26分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に3番小川正文委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9番佐藤直哉委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（渋谷正敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員を、副委員長には9番佐藤直哉委員が決定しました。

3番小川正文委員、9番佐藤直哉委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもちまして私の職務は終わります。

暫時休憩します。

午前10時27分 休 憩

午前10時28分 再 開

【一般会計決算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長に指名されました小川です。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第68号を、それぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定い

たしました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午前10時29分 散 会

.....

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛		

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田克浩	次長	長加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝

総合政策課長 齋藤 稔 商工政策課長 齋藤 和幸
学校教育課長 菊地 新吾

.....
午前10時29分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することになります。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に3番小川正文委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、16番佐藤文昭委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（渋谷正敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員、副委員長には16番佐藤文昭委員が決定しました。

3番小川正文委員、16番佐藤文昭委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時31分 休 憩

午前10時31分 再 開

【一般会計予算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長に指名されました小川です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第76号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定い

たしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前10時32分 散 会

.....

午前10時33分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっている議案第64号から議案第83号までの議案20件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会並びに一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第4号については、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時35分 散 会
